

材料選択型発明の新基準

令和7年知財高裁二判決が導く「動機付け」と「効果」の厳格審査



ChatGPT-5.5 / 2026年5月28日

令和7年(行ケ)10043号

出願人勝訴

令和7年(行ケ)10023号

特許権者敗訴

一見逆の結論。
しかし、背後にある法理は
完全に一致している。

1.

「動機付け」の中間的基準：
候補の公知性だけでは足りないが、
成功の確実な予測までは不要。

2.

「効果」の厳格な一般化：
抽象理論による安易な否定も、特定実
施例による安易な肯定も許されない。

令和7年(行ケ)第10043号

対象：光拡散層形成用塗料
(透明スクリーン)

特許庁の判断：進歩性なし
(拒絶維持)

特許庁の判断
を取消し
(出願人勝訴)

令和7年(行ケ)第10023号

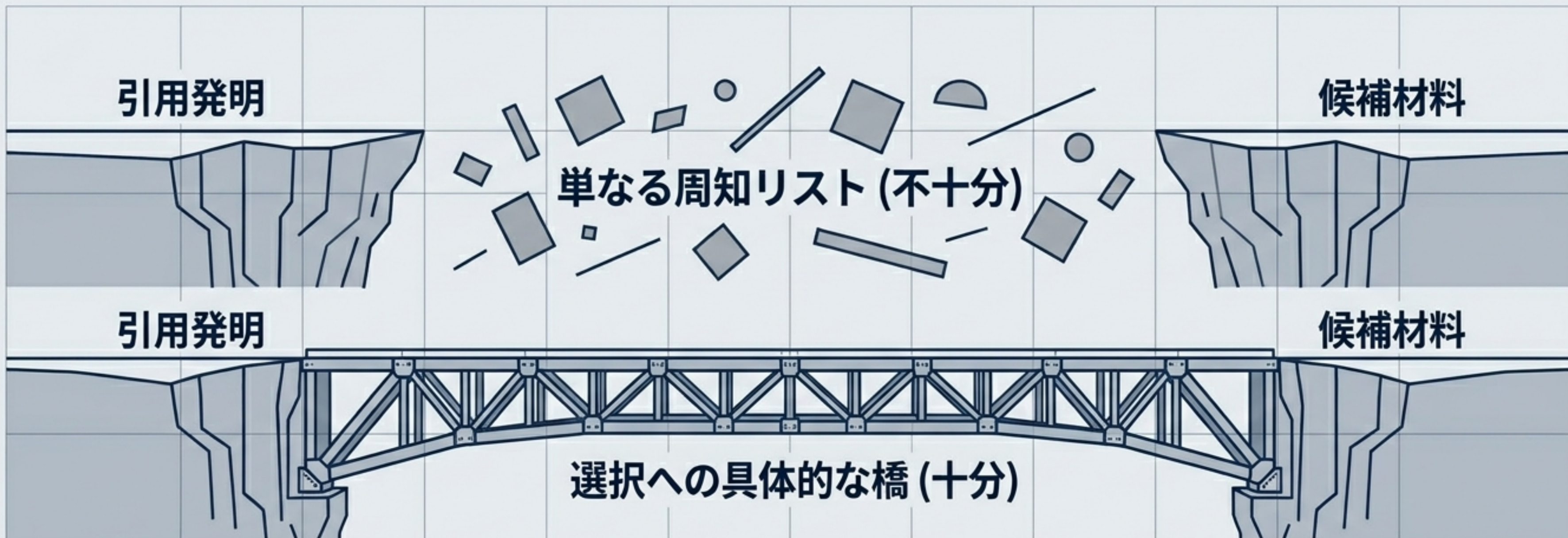
対象：熱可塑性樹脂組成物
(紫外線吸収剤)

特許庁の判断：進歩性あり
(無効不成立)

特許庁の判断
を取消し
(請求人勝訴)

両事件とも特許庁の判断が覆された。一方は進歩性を認め、他方は進歩性を否定。その分水嶺はどこにあるのか？

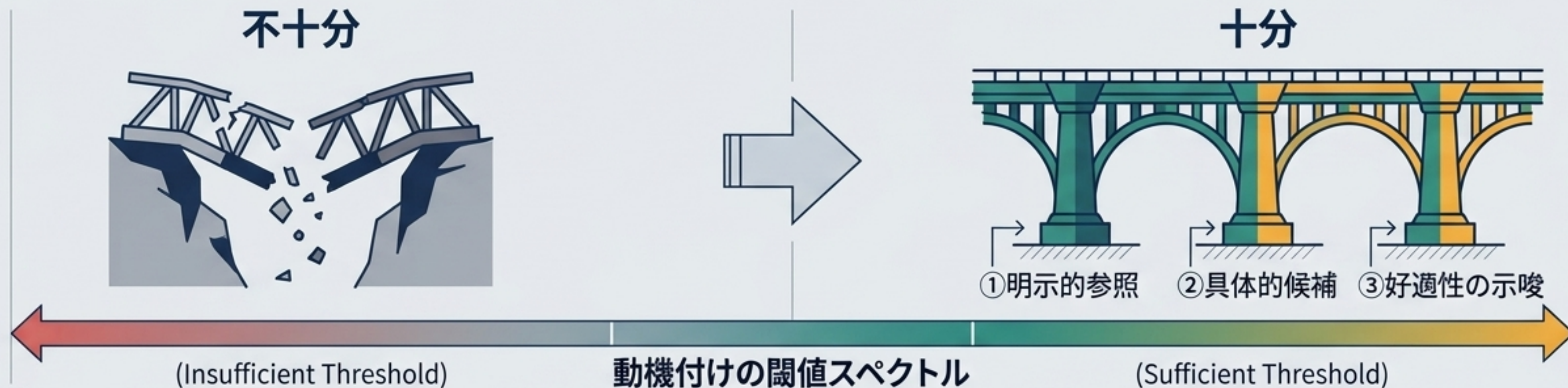
| | 第10043号 (光拡散層形成用塗料) | 第10023号 (熱可塑性樹脂組成物) |
|-------|--|---|
| 主要相違点 | 引用発明は樹脂未特定 → 本願は「活性エネルギー線硬化性樹脂」に限定。 | 甲1発明は吸収剤未特定 → 本件は「分子量700以上の特定骨格紫外線吸収剤」に限定。 |
| 動機付け | 複数選択肢が知られていても、当該樹脂を積極的・優先的に選ぶ理由なし。 | 主引用例から副引用例への明示的参照と具体的候補の記載があり、検討への動機付けを肯定。 |
| 効果判断 | 「屈折率差理論」のみで光散乱性能を予測可能とした特許庁判断を否定。 | 特定実施例(CGL777MPA)の効果をも、広い請求項全体(分子量700以上)へ一般化することを否定。 |



**「候補材料が公知であるか」ではない。
「選択に向かう具体的な橋があるか」である。**

- 過小評価の戒め：既知の選択肢だからといって、直ちに容易想到とはならない。
- 過大評価の戒め：成功の確実な予測までは不要。試験的に確認する「合理的契機」があれば足りる。

動機付けの閾値スペクトル (Motivation Threshold Spectrum)



第10043号

透明スクリーン用樹脂として熱可塑性・熱硬化性・活性エネルギー線硬化性の選択肢は存在した。

積極的・優先的に選ぶ理由がないため、動機付け否定。

第10023号

甲1が甲2を明示的に参照。甲2には該当する化合物 (K・O・P) が具体的に示され、高吸収能の記載あり。

確実に要件を満たす事前認識 (成功の確実性) は不要。確認・検討への動機付け肯定。

一般化の二つの誤謬 (Twin Fallacies of Generalization)



一般理論による過小評価を戒める。
抽象的な物理理論だけで効果を否定してはならない。
近接先行技術の具体例との整合性検証が必須。



特定実施例による過大評価を戒める。
1つの特定物質で出た良好な結果を、広い請求項
項全体に安易に拡張してはならない。

第10043号：屈折率差理論の限界

審決は「屈折率差が大きいほど光は散乱されやすい」という理論に依拠。

Court Rejection

引用文献1の具体例(基材樹脂の屈折率とヘイズ率の関係)が、審決の理論と逆方向を示している。理論のみでの説明は不可。

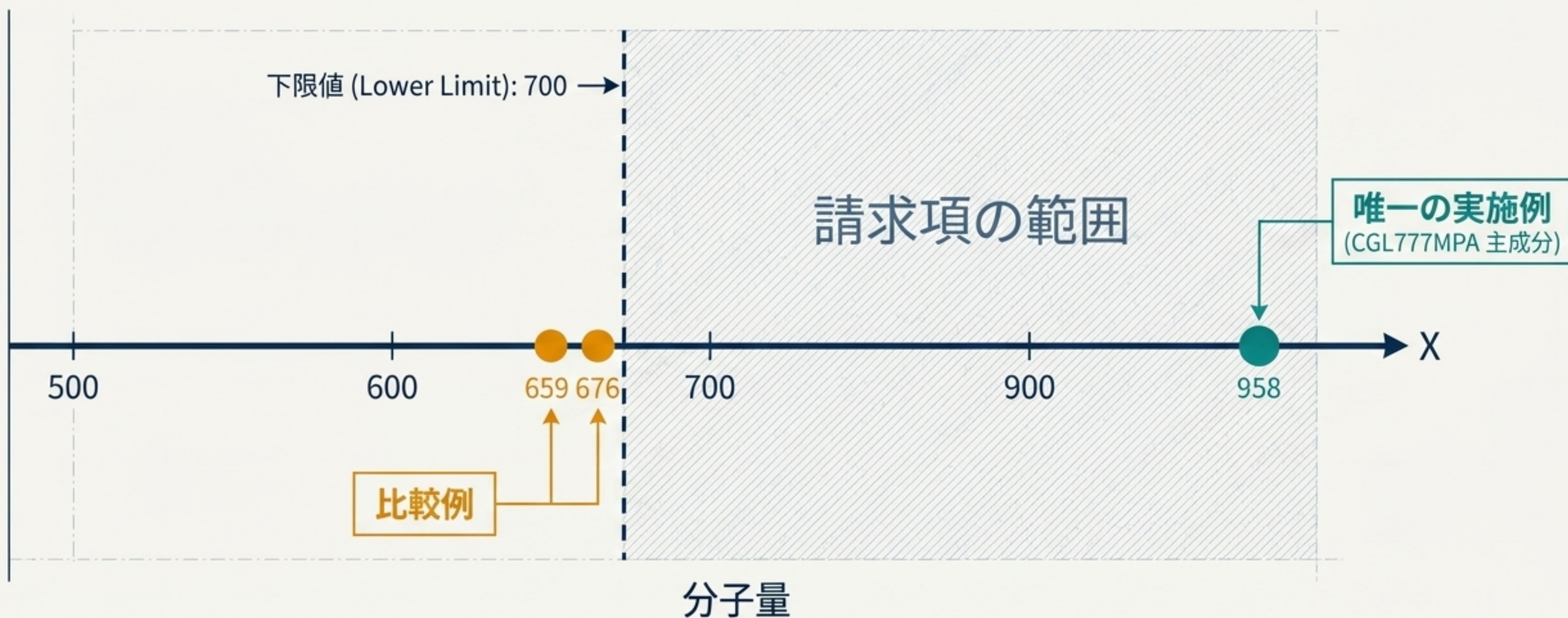
第10023号：特定実施例の限界

実施例1～5はすべて同一・特定の紫外線吸収剤（CGL777MPA）を使用。

Court Rejection

請求項は「分子量700以上」と広い。特定市販品の結果が請求項全域を代表するとは限らない。

ケース10023: 請求項の範囲と実施例の乖離



視覚的証明: 実施例(958)が下限値(700)から大きく離れている一方、下限値が比較例(659, 676)に極めて近接している。

結論: このデータ配置では、請求項全体(700以上の全域)で濁度変化量がゼロになるとはいえない (代表性の否定)。

動機付け論と効果論の峻別 (The Strict Separation)



両段階を独立かつ厳格に審査することで、安易な進歩性否定も、安易な特許維持も防ぐ構造となっている。

2x2策の実践攻略

Drafting - 出願・明細書作成

代表実施例だけでなく、境界値、非代表構造、比較例を戦略的に配置する。

Proving Effect - 効果の立証

相違点以外の変数を統制し、効果が請求項構成から生じる因果的対応と代表性を示す。

↑ 攻撃/拒絶

← 出願・権利化

→ 争訟・無効

Defense - 拒絶・無効への反論

「候補が公知」であるだけでは不十分と指摘し、用途・課題における優先選択理由の欠如を主張する。

Offense - 拒絶・無効の攻撃

主引用例から副引用例への明示的参照、好適例、高性能記載を抽出し「確認・検討への動機付け」を構成する。一般理論だけでなく先行技術の具体例で効果を攻撃する。

↓ 防御/反論

**選択肢が知られているだけでは足りない。
しかし、具体的な橋があるなら成功の確実性
までは不要である。効果は、一般理論で安易に
否定してはならないが、特定実施例だけで広い
請求項全体に拡張してもならない。**

**令和7年知財高裁二判決(10043号・10023号)が示す、光学材料、樹脂組成物、フィルム、
コーティング分野における、特許法29条2項(進歩性)の新たな実務的グラントルール。**